

令和7年 交付予定日（更新登録・みなし登録）

	更新登録の有効期限 (書類の締切日※ ¹)	更新登録の 登録日※ ²	交付日 ※ ³ (発送日)
1	1月 16日 (木)	1月 17日	1月 30日 (木)
2	1月 30日 (木)	1月 31日	2月 14日 (金)
3	2月 20日 (木)	2月 21日	3月 7日 (金)
4	3月 6日 (木)	3月 7日	3月 21日 (金)
5	3月 27日 (木)	3月 28日	4月 10日 (木)
6	4月 17日 (木)	4月 18日	5月 2日 (金)
7	5月 1日 (木)	5月 2日	5月 19日 (月)
8	5月 22日 (木)	5月 23日	6月 5日 (木)
9	6月 12日 (木)	6月 13日	6月 26日 (木)
10	7月 10日 (木)	7月 11日	7月 25日 (金)
11	7月 31日 (木)	8月 1日	8月 15日 (金)
12	8月 21日 (木)	8月 22日	9月 4日 (木)
13	9月 11日 (木)	9月 12日	9月 29日 (月)
14	10月 2日 (木)	10月 3日	10月 17日 (金)
15	10月 23日 (木)	10月 24日	11月 7日 (金)
16	11月 13日 (木)	11月 14日	11月 28日 (金)
17	12月 4日 (木)	12月 5日	12月 18日 (木)
18	12月 19日 (金)	12月 20日	R8 1月 9日 (金)

※1 更新登録の有効期限が休日、祝日にあたる場合、翌日以降直近の平日を書類の締切日とします。

締切日までに不足なく申請書類が当課に到着し、なおかつ手数料の納付期限内に納付された申請については、上記日程で対応します。(みなし登録は手数料なし)

※2 みなし登録の届出日は届出の受理日になります。

※3 登録電気工事業者には「登録電気工事業者登録証」を交付します。

みなし登録電気工事業者には「登録電気工事業者届出受理通知書」を交付します。